プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成二十二年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表（第二条関係） 東京都昭島市田中町（東日本旅客鉄道青梅線以南の地域に限る。）、拝島町、松原町、緑町及び美堀町、あきる野市（小川東、乙津、小中野、小峰台、小和田、戸倉、二宮東、平沢東、深沢及び養沢を除く。）、青梅市（小曾木、富岡及び御岳山を除く。）、八王子市宇津木町、梅坪町、大谷町、尾崎町、上壱分方町、川口町、久保山町、左入町、下恩方町、諏訪町、大楽寺町、高月町、滝山町、戸吹町、西寺方町、弐分方町及び丸山町、羽村市小作台、川崎（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）、五ノ神（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）、栄町、神明台、玉川、羽、羽加美、羽中、羽西、羽東及び緑ヶ丘、福生市牛浜、大字熊川（一般国道十六号線以東で都道七号線以北の地域を除く。）、大字福生（一般国道十六号線以東の地域並びに千八百四十六番から千八百六十五番まで、千九百五十八番から千九百七十四番まで、千九百八十一番及び千九百八十四番から千九百九十番までを除く。）、加美平、北田園、志茂、東町、本町、南田園及び武蔵野台並びに西多摩郡奥多摩町梅澤、川井、小丹波、丹三郎及び氷川並びに日の出町、神奈川県川崎市幸区小倉、小倉一丁目、小倉二丁目、小倉三丁目、小倉四丁目、小倉五丁目、鹿島田一丁目、鹿島田二丁目、鹿島田三丁目、北加瀬一丁目、北加瀬二丁目、北加瀬三丁目、新小倉、新川崎、塚越二丁目、塚越三丁目、塚越四丁目、東小倉、南加瀬一丁目、南加瀬二丁目、南加瀬三丁目、南加瀬四丁目、南加瀬五丁目、南幸町三丁目、矢上及び柳町並びに横浜市港北区大倉山一丁目、大倉山二丁目、大曽根一丁目、大曽根二丁目、大曽根三丁目、大曽根台、菊名一丁目、菊名二丁目、菊名三丁目、菊名四丁目、菊名五丁目、菊名六丁目、菊名七丁目、篠原北一丁目、篠原北二丁目、**樽**町一丁目、**樽**町二丁目、**樽**町三丁目、**樽**町四丁目、綱島西二丁目、錦が丘、日吉三丁目、日吉四丁目、日吉五丁目、日吉六丁目、日吉七丁目、日吉本町一丁目、富士塚一丁目、富士塚二丁目、大豆戸町、箕輪町一丁目、箕輪町二丁目、箕輪町三丁目及び師岡町並びに鶴見区江ケ崎町、梶山一丁目、梶山二丁目、上末吉一丁目、上末吉二丁目、上末吉三丁目、上末吉四丁目、上末吉五丁目、上の宮一丁目、上の宮二丁目、岸谷三丁目、岸谷四丁目、北寺尾一丁目、北寺尾二丁目、北寺尾三丁目、北寺尾四丁目、北寺尾五丁目、北寺尾六丁目、北寺尾七丁目、駒岡一丁目、駒岡二丁目、駒岡三丁目、駒岡四丁目、駒岡五丁目、獅子ケ谷一丁目、獅子ケ谷二丁目、獅子ケ谷三丁目、尻手一丁目、尻手二丁目、尻手三丁目、下末吉一丁目、下末吉二丁目、下末吉三丁目、下末吉四丁目、下末吉五丁目、下末吉六丁目、諏訪坂、佃野町、鶴見一丁目、鶴見二丁目、寺谷一丁目、寺谷二丁目、豊岡町、馬場一丁目、馬場二丁目、馬場三丁目、馬場四丁目、馬場五丁目、馬場六丁目、馬場七丁目、東寺尾一丁目、東寺尾二丁目、東寺尾五丁目、東寺尾六丁目、東寺尾北台、東寺尾中台、東寺尾東台、三ツ池公園、元宮二丁目、矢向一丁目、矢向二丁目、矢向三丁目、矢向四丁目、矢向五丁目及び矢向六丁目、岐阜県各務原市鵜沼朝日町、鵜沼大伊木町、鵜沼小伊木町、鵜沼西町、鵜沼羽場町、鵜沼古市場町、鵜沼真名越町、前渡北町、前渡西町及び前渡東町、愛知県一宮市浅井町江森、浅井町大野、浅井町大日比野、浅井町尾関、浅井町黒岩、浅井町河田、浅井町河端、浅井町小日比野、浅井町西浅井、浅井町西海戸、浅井町東浅井、浅井町前野及び瀬部、犬山市犬山、内田東町、大字塔野地（県道百八十八号線以西の地域に限る。）、大字前原、上坂町、上野、上野新町、木津、五郎丸、五郎丸東、天神町、中山町、羽黒（新郷瀬川以西の地域	別表（第二条関係） 東京都昭島市田中町（東日本旅客鉄道青梅線以南の地域に限る。）、拝島町、松原町、緑町及び美堀町、あきる野市（小川東、小中野、小峰台、戸倉、二宮東、平沢東、深沢及び養沢を除く。）、青梅市（富岡及び御岳山を除く。）、八王子市宇津木町、梅坪町、大谷町、尾崎町、上壱分方町、川口町、久保山町、左入町、下恩方町、諏訪町、大楽寺町、高月町、滝山町、戸吹町、西寺方町、弐分方町及び丸山町、羽村市小作台、川崎（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）、五ノ神（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）、栄町、神明台、玉川、羽、羽加美、羽中、羽西、羽東及び緑ヶ丘、福生市牛浜、大字熊川（一般国道十六号線以東で都道七号線以北の地域を除く。）、大字福生（一般国道十六号線以東の地域並びに千八百四十六番から千八百六十五番まで、千九百五十八番から千九百七十四番まで、千九百八十一番及び千九百八十四番から千九百九十番までを除く。）、加美平、北田園、志茂、東町、本町、南田園及び武蔵野台並びに西多摩郡奥多摩町梅澤、川井、小丹波、丹三郎及び氷川並びに日の出町、神奈川県川崎市幸区小倉、小倉一丁目、小倉二丁目、小倉三丁目、小倉四丁目、小倉五丁目、鹿島田一丁目、鹿島田二丁目、鹿島田三丁目、北加瀬一丁目、北加瀬二丁目、北加瀬三丁目、新小倉、新川崎、塚越二丁目、塚越三丁目、塚越四丁目、東小倉、南加瀬一丁目、南加瀬二丁目、南加瀬三丁目、南加瀬四丁目、南加瀬五丁目、南幸町三丁目、矢上及び柳町並びに横浜市港北区大倉山一丁目、大倉山二丁目、大曽根一丁目、大曽根二丁目、大曽根三丁目、大曽根台、菊名一丁目、菊名二丁目、菊名三丁目、菊名四丁目、菊名五丁目、菊名六丁目、菊名七丁目、篠原北一丁目、篠原北二丁目、**樽**町一丁目、**樽**町二丁目、**樽**町三丁目、**樽**町四丁目、綱島西二丁目、錦が丘、日吉三丁目、日吉四丁目、日吉五丁目、日吉六丁目、日吉七丁目、日吉本町一丁目、富士塚一丁目、富士塚二丁目、大豆戸町、箕輪町一丁目、箕輪町二丁目、箕輪町三丁目及び師岡町並びに鶴見区江ケ崎町、梶山一丁目、梶山二丁目、上末吉一丁目、上末吉二丁目、上末吉三丁目、上末吉四丁目、上末吉五丁目、上の宮一丁目、上の宮二丁目、岸谷三丁目、岸谷四丁目、北寺尾一丁目、北寺尾二丁目、北寺尾三丁目、北寺尾四丁目、北寺尾五丁目、北寺尾六丁目、北寺尾七丁目、駒岡一丁目、駒岡二丁目、駒岡三丁目、駒岡四丁目、駒岡五丁目、獅子ケ谷一丁目、獅子ケ谷二丁目、獅子ケ谷三丁目、尻手一丁目、尻手二丁目、尻手三丁目、下末吉一丁目、下末吉二丁目、下末吉三丁目、下末吉四丁目、下末吉五丁目、下末吉六丁目、諏訪坂、佃野町、鶴見一丁目、鶴見二丁目、寺谷一丁目、寺谷二丁目、豊岡町、馬場一丁目、馬場二丁目、馬場三丁目、馬場四丁目、馬場五丁目、馬場六丁目、馬場七丁目、東寺尾一丁目、東寺尾二丁目、東寺尾五丁目、東寺尾六丁目、東寺尾北台、東寺尾中台、東寺尾東台、三ツ池公園、元宮二丁目、矢向一丁目、矢向二丁目、矢向三丁目、矢向四丁目、矢向五丁目及び矢向六丁目、岐阜県各務原市鵜沼朝日町、鵜沼大伊木町、鵜沼小伊木町、鵜沼西町、鵜沼羽場町、鵜沼古市場町、鵜沼真名越町、前渡北町、前渡西町及び前渡東町、愛知県一宮市浅井町江森、浅井町大野、浅井町大日比野、浅井町尾関、浅井町黒岩、浅井町河田、浅井町河端、浅井町小日比野、浅井町西浅井、浅井町西海戸、浅井町東浅井、浅井町前野及び瀬部、犬山市犬山、内田東町、大字塔野地（県道百八十八号線以西の地域に限る。）、大字前原、上坂町、上野、上野新町、木津、五郎丸、五郎丸東、天神町、中山町、羽黒（新郷瀬川以西の地域並びに新郷